

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥生の情報発信

NO.35 行方不明の相続人がいる場合

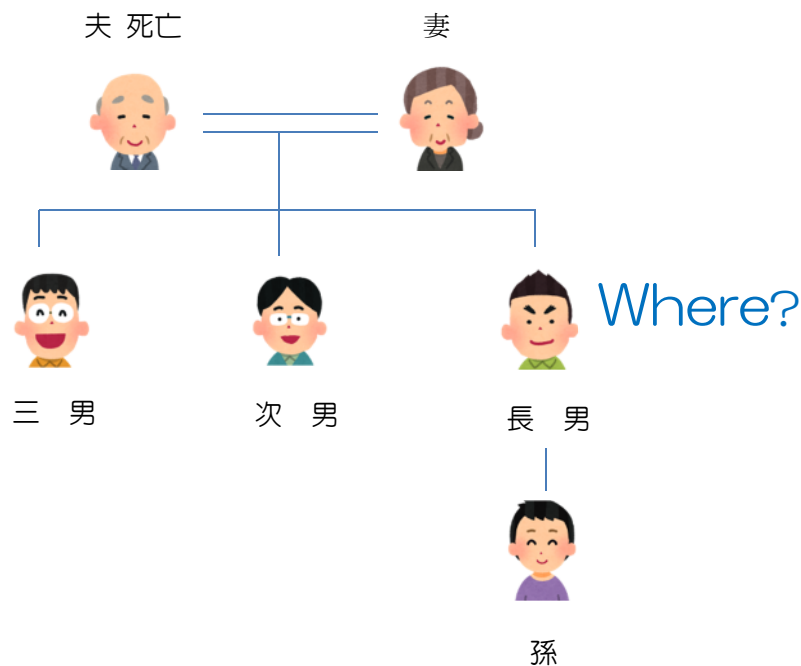
ずいぶん春らしくなってきましたが、お変わりありませんか？
桜のつぼみも膨らんできていて、開花が待ち遠しいですね。



夫が亡くなり、相続人は妻と子ども 3 人で、長男が行方不明。このような場合、長男なしで、妻、次男、三男だけで遺産分割協議を行うことができるのでしょうか？ 答えは、できません。では、どのような方法で遺産分割協議を行うことになるのかをみていきましょう。

2つの方法

一つ目は、家庭裁判所が選任した「不在者財産管理人」が、行方不明者（不在者）に代わって、他の相続人と遺産分割協議を行う方法です。二つ目は、不在者の「失踪宣告」を行い、不在者が死亡したものとして遺産分割協議を行う方法です。どちらも、家庭裁判所に申立てる必要があります。

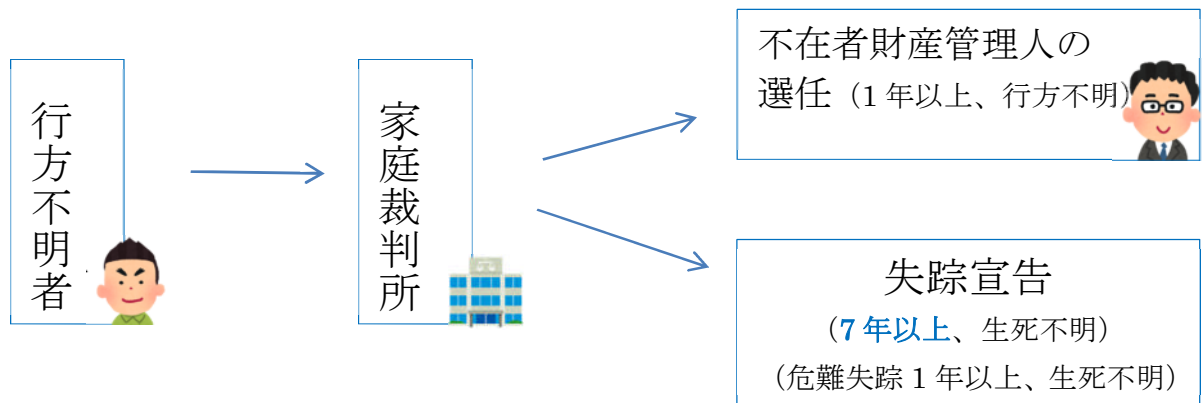


2つの方法を行う前にすること

単に連絡がとれないというだけでは、上記 2 つの申立てはできません。まずは、不在者の住所を特定するために、不在者の本籍地の市町村役場で戸籍の附票を取得します。戸籍の附票には、不在者の現住所が記載されていますが、確認のため住民票を取得し、手紙を送ったり、訪問したりして、不在者と連絡をとります。このような方法をとっても、居所がわからない場合に、上記 2 つの申立てをすることができます。





どちらを選択するのか

「失踪宣告の審判」を申立てるには、不在者の生死不明（生きているのか死んでいるのかさえわからない）が7年以上経過していることが必要です。（危難失踪の場合は、1年以上）失踪宣告の条件を満たさない場合に、「不在者財産管理人の選任」の申立てをすることになります。



「不在者財産管理人」の選任

申立てが行われると、家庭裁判所は、申立人や親族などへ聞き取り調査を行います。調査しても行方が分からない場合、裁判所は「不在者財産管理人」を選任します。「不在者財産管理人」は、利害関係のない親族になることが多いですが、（申立時に候補者名を記入）適任がない場合、専門家が選任されることもあります。選任された「不在者財産管理人」は、その後、裁判所から「権限外行為」の許可をもらい、他の相続人と遺産分割協議ができるようになります。

遺産分割協議は  妻、 次男、 三男、 不在者財産管理人で行われます。

ただし、裁判所は、不在者の法定相続分が確保されていない遺産分割を認めることはまずないので、不在者が法定相続分以上の遺産を相続する遺産分割協議がまとまることとなります。

最終的には…

不在者の遺産は、「不在者財産管理人」が、不在者が現れるまで管理します。ただ、いつまでもその状態が続くと「不在者財産管理人」の仕事が終了しません。最終的には、「失踪宣告」の申立てを行い、遺産分割を終了させることとなります。


失踪宣告


失踪宣告とは、ある人が一定期間生死不明となっている場合に、家庭裁判所に「失踪宣告の審判」を申立てて死亡したものとみなし、財産関係（相続など）や身分関係（婚姻など）を確定させる制度です。普通失踪と特別失踪の2種類があります。

普通失踪 → 生死不明の状態が7年以上継続

特別失踪（危難失踪）→ 危難（船の沈没、災害等）が去ったあと、1年間生死不明

「失踪宣告の審判」を申立てると、裁判所が調査 → 公示催告 → 不在者の生存が確認できない場合、「失踪宣告」を行い、不在者は死亡したものとみなされます。

 長男は死亡したものとみなされ、

遺産分割協議は、 妻、 次男、 三男と  孫（長男の子）によって行われます。

「失踪宣告」申立ての条件は満たしてはいるけど、遺族感情やその他の理由で死亡扱いにされるのを受け入れられない場合は、「不在者財産管理人の選任」を申立てることになります。

期 間

「不在者財産管理人」の選任 → 1か月～3か月程度

失踪宣告 → 1年程度と、相当長い期間を要します。

Pick Up 1

昨年は停滞気味の1年でしたが、今年は、たくさんの方とお会いしたいと思っています。エンディングノートセミナー、相続セミナー、遺言セミナー、後見セミナー、離婚セミナーなどを承っております。ご要望でアレンジも可能ですので、「こんなセミナーしてほしい」という方は、是非、お問い合わせください。

Pick Up 2

電子書籍「40代・50代から始める 遺族に迷惑をかけない！ 失敗しないエンディングノートの書き方」の出版準備中です。（800円程度予定）主婦の「花子さん」、「友子さん」、そして私「すずきさん」の会話形式で、エンディングノートの書き方を説明していくという構成になっていて、とても読みやすいです。キャンペーン期間中（5日間）は、アマゾン・Kindleから無料でダウンロードしていただけますが、次回情報発信までに終わってしまう可能性があります。興味のある方には、事前にお知らせしますので、メールなどでご連絡お願いいたします。

◆行政書士10年 主婦20年 情報発信の行政書士◆

鱸（すずき）行政書士事務所
行政書士 鱸 弥生

〒659-0068 芦屋市業平町1-17-203 (JR芦屋徒歩1分)

TEL 0797-55-6203 FAX 0797-55-6204

URL <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail info@suzuki-gyousei-office.com



離婚、相続、贈与、遺言、内容証明
契約書全般、不動産（業務提携）、そ
他何でもお気軽にご相談ください。